

新潟市家庭教育支援ファシリテーターの活動に関する要綱

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 本市における家庭の教育力向上や、家庭教育を支援する体制づくりに資するため、新潟市家庭教育支援ファシリテーター（以下「ファシリテーター」という。）の登録及び活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ファシリテーターは、新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施するファシリテーター育成講座（以下「講座」という。）を修了したもののの中から、教育委員会が登録する。

(登録手続き)

第3条 ファシリテーターの登録は次のとおりとする。

- (1) 登録を希望する者は、講座を修了した日から1年以内に教育委員会に申請するものとする。
- (2) 教育委員会は、前項による申請を受け登録するときは、ファシリテーター登録名簿に登載し、登録証を交付する。
- (3) 登録期間は登録を通知された日からその次の年度の3月31日までとし、期間を更新することができる。

(登録の解除)

第4条 ファシリテーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を解除することができる。

- (1) 本人から申し出があったとき。
- (2) 業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (3) 家庭教育支援ファシリテーターとしてふさわしくない行為のあったとき。

(活動)

第5条 ファシリテーターの活動は次のとおりとする。

- (1) 市内の学校、企業等（以下「学校等」という。）を訪問し、教育委員会が作成した「家庭教育支援プログラム」（以下「プログラム」という。）を活用して、家庭教育に関する学習会（以下「学習会」という。）を実施し、保護者同士の話し合いを進行すること。
- (2) プログラムの作成会議に参加すること。
- (3) その他学習会実施のために必要な活動を行うこと。

(派遣)

第6条 ファシリテーターの派遣は次のとおりとする。

- (1) 派遣依頼できる者は、学校等で家庭教育に関する学習会を開催するものとし、教育委員会に依頼する。
- (2) 教育委員会は、前項の依頼があったときは、ファシリテーターを調整し派遣する。
- (3) 派遣は、予算の範囲内において行う。

(謝礼)

第7条 ファシリテーターが第5条に定める活動を実施した場合は、謝礼を支払うものとする。

2 家庭教育支援ファシリテーターの謝礼の金額は、活動1回につき3,000円とする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 ファシリテーターは、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。登録を終了した後も同様とする。

(研修)

第9条 ファシリテーターは、教育委員会等が開催する研修会等に参加し、資質の向上に努める

ものとする。

(事務)

第10条 ファシリテーターに係る事務は、教育委員会生涯学習センターにおいて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ファシリテーターに関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。